

## 開発行為の一連性の判断について(届出書)

市街化区域においては、面積 500 ㎡以上の土地で行う開発行為については、原則、都市計画法第 29 条第 1 項の規定による許可（開発許可）が必要となります。

今回、あなたの土地利用計画について隣接残地を利用しないとのことですので、開発行為の一連性については今回届出された面積で判断いたしました。

ただし、今回利用する土地が、次に掲げる状態になる以前に隣接残地で建築行為等土地利用を行う場合（第三者が行う場合を含む）は、一連した開発行為と判断され、今回利用の土地を含めた区域で開発許可申請が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

### 【開発行為の一連性がないと判断する状態とは】

先行する開発行為の目的とするすべての建築物の完了検査済証が交付された場合または、次に該当する場合は、この限りではない。

1. 先行する土地利用計画が道路位置指定に係るとき：道路位置指定の告示後 1 年間経過したとき
2. 先行する開発行為が開発許可行為のとき：開発行為に関する工事完了公告がなされたとき

### 厚木市都市みらい部開発指導課

#### 上記、開発行為の一連性については、隣接残地所有者等に周知しました。

① 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
(相談者 ※1)

② 住 所 株式会社 アツギ  
氏 名 代表取締役 厚木 太郎  
連絡先 046-225-2441

建築確認申請者	③住所 厚木市中町三丁目17番17号 氏名 株式会社 アツギ 代表取締役 厚木 太郎
建築確認申請をする地名・地番	④厚木市〇〇字〇〇10番1 ほか2筆
土地利用区域面積	⑤ 400.00㎡ (⑥ 建築確認申請をする建築敷地の面積 390.00㎡)
申請建物の用途	⑦ 専用住宅(3戸)
残地部分の地名・地番	⑧ 厚木市〇〇字〇〇10番2の一部
残地部分の面積	⑨ 150.00㎡
残地部分の土地利用方法	⑩ 農地として利用

※1 相談者とは、開発行為をしようとする者、建築主又は代理人とする。

添付図書：①位置図・現況図

②公図の写し（地権者及び公簿面積を記入すること。）

③全体土地利用計画図

④求積図（申請地及び残地部分それぞれの地積が必要となります。）

⑤土地登記事項証明書の写し（土地所有者が明確に判るもの。）

※①～④の添付図書については、申請地を赤色、残地部分を緑色に着色すること。

## 開発行為の一連性の判断について(届出書)作成要領

- ① 提出年月日を記入してください。
- ② 相談者の住所、氏名、連絡先を記入してください。  
法人の場合  
・原則は、本社・代表取締役名を記入してください。
- ③ 建築確認申請者の住所、氏名を記入してください。  
法人の場合  
・原則は、本社・代表取締役名を記入してください。
- ④ 地名地番を記入してください。  
2筆の場合は、「〇〇番、〇〇番」と並記してください。  
3筆以上の場合は、「〇〇番ほか〇筆」と記入してください。  
代表地番が一部の場合は、「〇〇番の一部」と記入してください。
- ⑤ 実測面積を小数点第2位まで記入してください。
- ⑥ 実測面積を小数点第2位まで記入してください。
- ⑦ 建築物の用途の異なるものがある場合はそれぞれ列記してください。
- ⑧ 地名地番を記入してください。  
2筆の場合は、「〇〇番、〇〇番」と並記してください。  
3筆以上の場合は、「〇〇番ほか〇筆」と記入してください。  
代表地番が一部の場合は、「〇〇番の一部」と記入してください。
- ⑨ 原則、実測面積を小数点第2位まで記入してください。
- ⑩ 残地部分の土地利用方法を具体的に記入してください。

※ 提出部数は、1部